

重要事項説明書

令和7年4月1日現在

1. 事業主体概要

事業主体名	株式会社フジモリ
法人の種類	株式会社
代表者名	代表取締役 岡田高史
所在地	〒701-0152 岡山県岡山市北区延友389-3
資本金	3,000,000円
法人の理念	株式会社フジモリ グループホーム吉備2は、老人福祉法及び、介護保険法に基づき、次の設立理念の実現を目指して利用者の支援に全力を傾けるものとする ① 利用者様本位の視点で個々のニーズを的確にとらえたケアを目指します ② 利用者様の思いを真摯に受け止め、安心、信頼のおけるホームを目指します ③ 利用者様が地域における一市民として生活できるよう地域に開かれたホームを目指します
他の介護保険関連の事業	なし
他の介護保険以外の事業	なし

2. ホーム概要

ホーム名	グループホーム吉備2
ホームの目的	認知症性高齢者が個人の尊厳とQOLを保ちながら、安心した老後を送れるよう支援していくこと

ホームの運営方針	専門知識をもちいてお年寄りの残存能力と個々のニーズを的確にとらえ援助すると共に、その人らしさを引き出せ、心地良い居場所が持てるようサポートして行く
ホームの責任者	遠藤 真央
開設年月日	平成17年11月1日（令和5年10月1日更新）
保険事業者指定番号	3370107678
所在地、電話・FAX 番号	（所在位置） 〒701-0152 岡山市北区延友 389-3 （電話）（086）292-9290 （FAX）（086）292-9291
交通の便	（電車） JR 山陽本線 庭瀬駅より徒歩15分 （車） JR 岡山駅及び倉敷駅のおよそ中間地点に位置 共に車で20分程度
敷地概要（権利関係）	敷地面積 998.00 m ²
建物概要（権利関係）	構造：木造 延床面積： 156.28 m ²
居室の概要	洋室8室 計8部屋
共用施設の概要	なし
事故発生時の対応	各緊急時を想定し作成したマニュアルにそって協力医療機関、消防、警察との連携のもと速やかな緊急措置を講ずる
防犯防災設備 避難設備等の概要	指定なし
損害賠償責任保険加入先	東京海上日動火災保険株式会社

3. 職員体制（主たる職員）

（1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業員及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の従業員に対して遵守すべき事項についての指揮命令を行う

（2）計画作成担当者 1名（管理者と兼務する場合がある）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する老人保健施設、特別養護老人ホーム、医療機関等との連絡、調整を行う。

(3) 介護職員 約9名以上

介護者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う

4. 勤務体制

昼間の体制	2～3人 (うち日勤 9:00～18:00 (短時間 9:00～13:00 13:00～18:00)
夜間の体制	1人 (夜勤体制) 17:30～翌9:30

基準人員数について：共同生活住居ごとに、夜間深夜の時間帯以外の時間帯にサービス提供にあたる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3またはその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に宿直勤務または夜間深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とする。

5. 利用状況 (年 月 日現在)

利用者数	定員 8人 (ユニット数: 1ユニット)
要介護度別	要介護度1: 人 要介護度2: 人 要介護度3: 人 要介護度4: 人 要介護度5: 人

6. ホーム利用にあたっての留意事項

- ・基本的にホーム内は禁煙とさせていただきます。
- ・現在服薬中の薬があれば必ず前もってご連絡下さい。
- ・グループホーム外での受診については必ず前もってご連絡下さい。
- ・所持品は家具や食器類等、普段からなじみのある品をご持参下さい。(居室に収まる程度)
- ・持参される衣類や持ち物には必ず名前をご記入下さい。お名前がなく3月間持ち主がわからない物品は共用品とさせて頂くか、当ホームにて処分させていただきますのでご了承ください。
- ・貴重品(メガネ・補聴器等)を含む個人所有物の破損・紛失につきましては保障しかねますのでご了承ください。
- ・携帯電話については本人様の管理できる範囲で持ち込みを可能とします。破損、紛失、水漏れ等による故障については責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・家族、または家族以外の方(施設職員を除く)との外出・外泊につきましては、事故その他の起こった場合、当施設では一切責任を負いかねますのでよりしくお願いいたします。
- ・介護記録は利用者家族の求めがあればいつでも閲覧することができます。
- ・基本的に施設での現金の管理はいたしません。利用者ご本人がお小遣い程度に所持されるは可能ですが紛失については責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ・ターミナル期についてはご本人・ご家族と話し合い、今後の対応を検討させていただきます。

- ・グループホーム吉備２ではご家族様と協力し、入居者ご本人が生きがいを持って生活できるよう絶えず努力していきたいと考えております。ご家族様と緊密に連絡をとり、経過状況等お伝えし、住居は離れていても拡大家族としてご家族のサポートをお願いしたいと思っております。

7. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額(省令により変動有り)が自己負担となります。 但し、入居後30日に限り、下記金額に1日あたり30単位割増になります。
居室の提供(家賃)	37,000円/月
食事の提供	1,400円/日
管理費	19,900円/月 各個室の電気代・共用部の水道光熱費・電球交換・エアコン修理
日常生活用品代	個人で使用した品は実質精算で自己負担となります。 (おむつ、理美容代などの費用)

月途中に入居を希望される方については、入居日から月末までの日割り計算とさせていただきます。

<基本料金>

1日あたりの自己負担分(介護保険負担割合証に定める割合の額)

要介護1	765単位×10.14	※入居から30日間は初期加算として1日30単位を上記単位に加算
要介護2	801単位×10.14	※医療連携体制加算として1日39単位を上記単位に加算
要介護3	824単位×10.14	※介護職員処遇改善加算Ⅰ
要介護4	841単位×10.14	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定
要介護5	859単位×10.14	※介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定

【支払い方法】 請求は月末締め翌15日払いです。10日前後に請求書が届きます。

- ① 中国銀行口座より引き落とし(引き落とし日は15日です)
- ② 指定の口座へ振り込み(口座は請求書へ記載されています)

8. 協力医療機関

協力医療機関名	御南クリニック
診療科目	内科

所在地・電話番号	岡山市北区今保 5 5 7－1 6 0 8 6－2 4 2－5 6 5 6
協力医療機関名	岡山水清会病院
診療科目	内科・外科・整形外科・胃腸科・泌尿器科・リハビリテーション科・麻酔科
所在地・電話番号	岡山市北区平野 1 0 0 3－4 0 8 6－2 9 3－3 3 3 5
協力医療機関名	あいの里クリニック 歯科
所在地・電話番号	岡山市南区大福 2 8 1 番地 5 0 8 6－2 8 1－6 6 3 8

9. 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	苦情解決責任者：岡田康司
苦情発生時の対応	苦情発生時マニュアルに従う
苦情発生時の連絡先	TEL 0 8 6－2 9 2－9 2 9 0 FAX 0 8 6－2 9 2－9 2 9 1
国保連合会	0 8 6－2 2 3－8 8 1 1
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機 関 名：岡山市保健福祉局 事業者指導課 施設係 Tel 086-212-1014

(非常災害対策)

- 10 非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震に対処する計画を作成し、防災管理者又は責任者を定め、年二回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
また、協力医療機関や連携施設等と連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

(身体拘束)

- 11 事業者は、入居者又は入居者の生命もしくは身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しないものとする。
事業者が前項によりやむなく行動を制限する場合には、入居者に対し、事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について、十分説明するものとする。またこの場合、事業者は事前又は事後速やかに入居者の法廷代理人、任意後見人、入居者代理人、入居者家族に対して説明するとともに、サービス提供記録に内容を記載する。

(虐待防止のための措置)

- 12 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2) 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、当該事業所従業者又は

擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

- 13 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（緊急時、事故発生時等における対応方法）

- 14 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医又は協力医療機関との連絡を取り、適切な措置を講ずるものとする。

2） 利用者に対する事業サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡すると共に必要な措置を講ずるものとする。

3） 利用者に対する事業サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（損害賠償）

- 15 事業者はサービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合にはその損害を補償する

（再発防止について）

- 16 身体拘束・苦情・虐待廃止委員会を設置し、月 1 回開催される委員会において対策や情報の共有を図る。また、リスク情報を出しやすい環境づくりなどを行う。

（事業者） ホーム名 グループホーム吉備 2

岡山市北区延友 389-3

株式会社フジモリ 代表取締役 岡田高史 印 説明者 _____ ㊞

本書面に基づいて重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

入居申込者（本人） _____ ㊞

代理人（続柄 _____） _____ ㊞

本書面に基づき重要事項についての説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

入居申込者（本人） _____ ㊞

代理人（続柄 _____） _____ ㊞